



CONTENTS

I Vision

法科大学院教育の優位性

松宮 孝明 2

II Presentation

国際私法学会第125回（2012年度春季）大会開催

植松 真生
樋爪 誠 4

III Sabbatical

ハンブルクでの在外研究生活を振り返って……

素敵な街と愉快的な人たち！

ローリングサンダー

ワシントンDCでの在外研究を終えて

白井 豊 6
田中 恒好 9
渕野 貴生 11

IV Overseas Conference

山東大学（威海）法学院訪問

樋爪 誠 13

V My Book

知られていなかった「英国下院の財政的特権」

小堀 眞裕 16

VI Ceremony

第7回平井嘉一郎研究奨励賞授与式について

第10回天野和夫賞授与式について

駒林 良則 18
駒林 良則 19

VII Report

山下潔弁護士よりのお手紙

望月 爾 20

VIII Media Coverage

法学部定例研究会

21

Vision

展望

法科大学院教育の優位性

大学院法務研究科長 松宮 孝明 MATSUMIYA Takaaki

思ったより低い予備試験合格者の合格率

立命館大学法科大学院の修了生のうち、今年は43人が、司法試験に合格しました。昨年は40人にとどまったことに比べて、少し戻したという感じです。合格されたみなさんのご努力に、敬意を表したいと思います。

他方で、いわゆる「予備試験」からは、58人が合格しました。受験者が85人ですので、その合格率は、最も高かった一橋大学を上回り、70パーセントに近づく勢いとなりました。そのため、マスコミの中からは、法科大学院より予備試験のほうがよいのではないかとする声も聞かれました。

でも、私は、「思ったより低いな」という印象を持っています。なぜなら、7000人もの予備試験の受験者から計算すれば、その合格率は1割に満たないからです。しかも、予備試験の問題は、司法試験の問題を少し優しくしただけのものですから、その合格者は、当然、司法試験に合格しやすい者で構成されているのです。しかも、彼らは、法曹倫理や臨床教育系の教育は受けておらず、その分だけ、司法試験科目に専念できるはずなのです。

それなのに、その合格率が7割に満たなかったというのですから、それは「思ったより低い」ということになります。

予備試験が示す法科大学院教育の優位性

加えて、11月8日に発表された今年の予備試験合格発表では、さらに興味深い結果が出ています。予備試験で最も合格率が高い層は、法科大学院在学者だということです。

周知のように、予備試験合格者は、昨年から



ほぼ倍増して219人になりました。そのうち、学部生は69人、法科大学院性が61人で、法科大学院修了生が26人です。しかし、全体の合格率では法科大学院在学生在が最も高いだけでなく、短答合格者の論文合格率が抜群なのです。これは、民事や刑事の事実認定を問う問題があることを考えれば、法科大学院での教育の影響ではないかと考えられます。

他方、短答の合格率が抜群なのに、論文の合格率が悪かったのが、法科大学院修了生でした。このうちのほとんどは、3回の受験資格を失った人と考えられます。これは、受験生活で知識は入っているけれども、これを問題の解決に役立てる力が弱かったことを示しています。そして、両者の中間にあるのが、学部生です。つまり、法科大学院での学習をしっかりと身につければ予備試験にも合格できるけれども、その経験がなければ予備試験合格は厳しく、さらに、法科大学院での教育をマスターしきれていなければ、予備試験合

格もおぼつかないということです。

法科大学院のメリットはほかにもある

でも、法科大学院のメリットは、こればかりではありません。立命館の法科大学院では、現在、その同窓会のメンバーが、司法試験合格のための『学びマップLS版』を作っています。現在、その暫定版を一部に公開していますが、その作成作業はとても真剣、かつ和気藹々としていて、法科大学院で同じ釜の飯を食ったという雰囲気が出ているものです。

立命館法科大学院の特色のひとつに、合格者の就職にはOBが全力で奮闘してくれる、ということもあります。立命館法曹会や（法曹以外の進路を取った方も含む）法科大学院同窓会が、その主体です。おかげさまで、これまでのところ、司法試験に合格したのに就職にあぶれたという話をほとんど聞いたことがありません。これもまた、法科大学院、それも立命館のそれが持つ優位性でしょう。

丁寧で身近な教育指導

加えて、立命館の法科大学院では、教員の懇切丁寧な指導も、定評のあるところですよ。もっとも、これには若干の問題もあります。

先日終わった法科大学院認証評価現地調査では、先生方の指導が丁寧すぎるという指摘をいただきました。もっと院生を突き放して、

自分で勉強する習慣を養ったほうがよいというのです。

でも、本学の先生方は、そのように突き放した教育をすることで脱落していく院生が出ることに耐えられないのです。そこで、つい、いろいろと助け船を出してしまうのですね。私などは、率直に言えば、もう少し突き放してレベルの高いところから授業を始めたいと思っているのですが。

さらに、エクステンションセンターで実施している弁護士ゼミの先生にも、熱心な方が多いのです。おそらく、教育指導の密度では、立命館は全国一だろうと思います。

全国一の臨床教育

最後に、リーガル・クリニックという臨床教育の話をしてしまおう。先日、中国から、臨床教育委員会の先生方が、立命館に視察に来られました。実は、京都で臨床教育に真面目に取り組んでいるのは、立命館だけだからです。また、実務家となっている本学OBもまた、クリニックで培った経験が、今になって生きていると話しています。

臨床教育は、法科大学院教育の最大の特徴でもあるのです。この旗を掲げ続ける立命館の法科大学院教育もまた、私は、全国に誇れるものと考えております。

（まつみや たかあき・刑法）



学会報告

Presentation

国際私法学会 第125回 (2012年度春季) 大会開催

植松 真生 UEMATSU Mao
樋爪 誠 HIZUME Makoto

1. はじめに

さる5月13日の日曜日に、文字通り五月晴れの好天のもと、第125回の国際私法学会学術大会が、本学衣笠キャンパス創思館カンファレンスホールで開催されました。本学会は、1949年に設立されて以来、日本における国際私法研究の中心に位置し続け、昨年度までは年2回の学術大会を開催し、開催数は124回を数え、学会員数は260名に上っています。

国際私法学会が本学で開催されるのは、1986年5月(第74回大会)以来、約四半世紀ぶりのことです。前回は、木棚照一法学部教授(当時)のもと、周到的準備の上、盛会のうちに終了したと伝え聞いていたので、かなりプレッシャーも感じましたが、後述するように、多くの学内外者の協力も得て、無事終了することができました。

2. 大会次第

大会は、以下のような次第で開催されました(報告者の職位・敬称は略)。

午前の部 (10時00分～12時00分)

座長 神戸大学 齋藤彰

(1) イングランドにおける「既得権」説の克服と「不法行為のプロパー・ロー」

(10時～11時) 首都大学東京 種村佑介

(2) 国際私法学・国際民事手続法学における裁判例の機能的分析

(11時～12時) 立教大学 草間裕子

午後の部 (13時20分～17時00分)

統一テーマ：国際裁判管轄立法の意義と課題

座長 大阪大学 野村美明

(1) 新しい国際裁判管轄規定に対する全体的評価

(13時20分～13時50分) 京都大学 中西康

(2) 新しい国際裁判管轄ルール：営業所所在地・事業活動管轄、債務履行地管轄を中心に
(13時50分～14時20分) 上智大学 森下哲朗
質疑応答 (14時20分～14時50分)

《休憩》 (14時50分～15時)

(3) 労働関係事件の国際裁判管轄権

(15時～15時30分) 同志社大学 高杉直

(4) 国際裁判管轄立法・実務からの評価

(15時30分～16時) 西村あさひ法律事務所
手塚 裕之

質疑応答 (16時～16時30分)

(5) 全体討論 (16時30分～17時)

3. 大会の様子

午前の部は、本学会の恒例により、若手研究者による各人の最も専門とする分野に関する報告でした。国際私法学会らしく、質疑応答では厳しい質問や意見も出ましたが、どれも若手を叱咤激励する趣旨がにじんでいました。マイクの手配を座長から一任された学生アルバイトが奮闘していたのも印象深いです。

京都らしいとおほめをいただいた昼食のお弁当の後、午後の部は、2012年4月1日に施行された「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案」に基づく、いわゆる「平成23年(2011年)改正民事訴訟法」(以下、改正法)をめぐるシンポジウムでした。改正法は、たとえば日本企業と米国の企業が契約

違反について争ったときに、日本の国際裁判管轄に関して、初めて明文の規定を定めたものです。改正法は、理論的にだけでなく、実務的にも非常に注目されております。各報告者がその意義と問題点を鋭く指摘されました。どのような規定も何らかの形で解釈の幅があり、新しい規定についてはなおさら様々な問題があることを実感する内容でした。研究者と実務家の間での、新しい規定の見方の相違が、報告及び質疑応答・討論で浮きぼりにされたりもしました。

4. 懇親会の様子

大会の熱気も覚めやらぬうちに、末川記念館地階1階の「レストラン・カラム」において、懇親会が催されました。開催校を代表して竹濱修法学部長が学会にお礼を述べた後、木柵照一会員のご発声のもと、懇親会が始まりました。突然のお願いにもかかわらず素晴らしいご挨拶を頂いた木柵会員には、心から感謝いたします。会場のキャパシティー一杯の参加者を得ることができ、感謝しつつも手狭だったかと心配もしましたが、多くの参加者から満足したとお声かけを頂き、安堵いたしました。タクシーの手配にやや手間取りましたが、お待ち頂いている間に、山内惟介理事長および奥田安弘会員（ともに中央大学）が学生たちに有益な話をしてくださいました。

5. 結びに代えて - 謝意

今回の学会開催にあたり、まずもって山内理事長に感謝申し上げなければなりません。大会準備段階から、極めて詳細かつ明確な指示を頂く一方、常に開催校の負担にお心を砕いてくださいました。学術大会終了時には、アル

バイトを含めて開催校関係者全員に謝辞を頂戴し、懇親会では学生たち一人一人にお声かけくださり、そのお心配りには感服さえました。改めて御礼申し上げます。

また、伊藤敬也（青山学院大学）、中林啓一（広島修道大学）、片岡雅世（同志社大学国際ビジネス法務研究センター）の三氏には、多忙にもかかわらず、立命館大学国際私法ゼミ出身という一事をもって、全面的にご協力いただいたこと、心よりお礼申し上げます。さらに、本学の学会等開催支援業務担当（「法学アカデミー」）である赤塚みゆき、内海桂のお二人の事前および当日の尽力なしには、本学会の準備は立ちいきませんでした。とくに昼食時に配布したお二人作のキャンパス周辺地図は秀逸でした。感謝申し上げます。

以上、多くの方のご協力を得て、何とか第125回大会の開催校としての役割を終えることができました。お帰りの際に、ねぎらいの言葉をかけてくださる参加者が多く、スタッフ一同、終了時には、何とも言えない達成感に浸ることもできました。それでも、行き届かないところ、不十分なところも多々あったと思います。ご海容の上、ご教示賜れば今後の糧とさせていただきたいと思っております。

（うえまつ まお・国際私法）

（ひづめ まこと・国際私法）



Sabbatical

外留報告

ハンブルクでの在外研究生活を振り返って……
素敵な街と愉快的な人たち！

臼井 豊 USUI Yutaka

私は、2011 年度後期から 1 年間の在外研究の機会を頂いてハンブルク大学およびマックス・プランク国際私法研究所にてその活動をスタートさせた。そもそもハンブルクの地を選んだ理由は、次の二つにあった。第一は、ハンブルク大学のラインハルト・ボルク教授の法学方法論的アプローチに共感できたことであつた。教授は、私の研究テーマである民法総則の分野で代表的な基本書を執筆され、それは良い意味でオーソドックスな概念法学をベースにしたものであつた。第二は、2010 年度の夏休みに、候補地としてハンブルクとミュンヘンを家内と訪れた（飛行機嫌いのため 40 歳にして初海外旅行であつた……）が、ハンブルク大学と（その目と鼻の先に）マックス・プランク国際私法研究所が併存する研究環境の素晴らしさもさることながら、多くのブランドショップや百貨店が立ち並ぶ大都市の洗練された佇まいと、荘厳なハンブルク市庁舎やアルスター湖（厳密には川らしいが）に代表される歴史・自然の豊かさという住環境にすっかり魅了されたからであつた。

そこで下見旅行から帰国後、ボルク教授に受け入れとマックス・プランク国際私法研究所への推薦をお願いしたところ、二つ返事でご快諾くださった。とにかくボルク教授は親切な方で、メールの返信は必ず当日中、研究所への推薦状も初めてお会いしたその場ですぐに作成してくださり、またお誘いくださるときは家内同伴で、しかも家内には流ちょうな英語でゆっくりと……という具合であつた。また住まいについては、ハンブルク大学に留学経験をお持ちの弟弟子、右近潤一（京都学



ゲストハウス～住居 & 毎月開かれた立食交流会～

園大学）准教授の計らいで、世界各国の研究者が集う大学のゲスト・ハウスからもすぐに快い返事をもらうことができた。

在外研究では、本学出身の中田邦博（龍谷大学）教授のお誘いでブツェリウス・ロースクールの見学や民法研究者との会食を手始めに、日本語に堪能なハーラルド・バウム教授にもご尽力頂いてマックス・プランク国際私法研究所を中心にその活動を行った。資料収集は、ハンブルク大学の法学部図書館が住居より徒歩 2 分という好立地に在ったため効率よく進んだだけでなく、研究所では世界各国の新刊雑誌をいち早く手にできたり、大学中央図書館では古く貴重な文献と出会えたりするなど非常に有意義なものとなった（図書館は誰でも自由に利用できたので、私が研究する間、家内が大量のコピー取りを買って出

てくれ大変助かった)。また教育者としての関心から、ボルク教授の民法総則の講義に全回出席させてもらったが、私の講義内容、ひいてはその説明の仕方までほぼ同じであったため、自身の教育方針・手法に意を強くした。今でもボルク教授が学生を引きつける時の口癖「マイネ・ダーメン・ウント・ヘレン（いわゆるレディース・アンド・ジェントルマン）」が懐かしく思い出される。今後の研究テーマ（ドイツの相続契約）との関連では、相続法の授業も聴講させて頂いたが、わが国の相続制度との違いからか、正直かなり苦戦した。

ここからはプライベートな日常生活談（珍道中！）をお話すると、早くも10月初めには寒くなりシャワー生活ではとうてい冬は越せないと確信した（現に2月初めには凍った湖上に屋台が出ていた）ため、住居から歩いて3分の、5つ星のグランド・エリーゼ・ホテルでスパ会員となった。仕事から帰ると家内に「お風呂に行ってくる！」と言ってほぼ毎日出かけ、700 m近く泳ぎ、ジャクジーと三種のサウナに1時間入り（男女はもちろん全裸で一緒に！）、最後はプール・サイドで（残念ながらビールを飲めない私は）絞りたてのジュースを飲みながら新聞を読んでいた。そのお陰で、スタッフ全員に名前が知られて「ウズイ」と呼ばれ、多くのスパ友もでき、サウナなどで世間話を楽しんで最高の息抜き（あわせて語学の無料レッスンも）ができたし、体重も10kg近く落とせた。スパ友のおじさんは、プールが混んでいる時は「おまえがここで代わりに泳げ」と譲ってくれたり、私のことを「マックス・シュランク」（研究所名の「マックス」と痩せているという意味の「シュランク」を掛けて）と呼んでからかったり（ただおじさんの身長は2 m弱、体重は私の1.5倍以上！）……とにかく仲良くなったので、別れがとても辛かった。

肝心の食事は、伝統的なドイツ料理が家内ともどもあまり口に合わなかったもので、行きつけは港町ハンブルクならではの食材、魚介

のみを使ったイタリア料理の店となった。決まって昼食（破格の650円！日本では倍以上するパスタなど）はここでとったので、いつしかシェフが直接席まで運んでくれ、家内には投げキッスまで……していた（笑）。また食後は運動をかねてアルスター湖まで歩き、アルスター・ハウスという（チャールズ皇太子と故ダイアナ妃も訪れた）百貨店を背に湖を眺めるのが日課となっていた。散歩コースとして植物園もよく利用したが、いずれの道中にもお気に入りのアイス屋があったため、その片手にはいつも90円の破格のジェラート・アイスが、それも常連化したため1.5人分盛りの特大アイスがあったことも言い添えておこう。



アルスター湖にて……食べかけのアイスとともに！

大好きなショッピングはといえば、当初はブランド・ストリートを闊歩していたが、手が出ないので、百貨店めぐりが中心となった。なかでもカール・シュタットには思い入れが深い。精算時に万引き防止ブザータグを取り忘れられたり、そのトラブル処理が縁で売り場責任者と知り合い、その後会うたびに「今日は何を探しているの？」といった具合に親切にしてもらったり（帰国間際に挨拶したら、非常に残念がってくれた）、レジの店員には会員限定の割引券をわざわざ探してまで持ってきてもらったりと、ショッピングのみならず店員との交流が楽しかった。

ドイツといえばサッカー観戦やクリスマスマーケットも有名だが、ボルク教授のお招き

で、ドイツ家庭における楽しみ方を体験することができた。たとえばクリスマスには本物のもみの木に蝋燭を灯したり、教授自らのピアノ演奏で歌を歌ったりと家庭のクリスマスの雰囲気を堪能することができた。6月のヨーロッパ・サッカー選手権の際にはご自宅の庭で、ご子息と1対1のボールキープゲームなどで汗を流した後バーベキューで腹を満たし、試合は室内のプロジェクターでお弟子さんや秘書さんたちと共に、その盛り上がりには圧倒されながら観戦したりといった具合だった。

このような有意義で、楽しい在外研究生活を送っていたため、帰国1か月前になると「帰りたくない!」とだっ子のように家内に言っていて、毎晩困らせたものである。執筆現在、帰国して1か月が過ぎたが、逆ホームシック状態にある。カルチャーショックを超えて今なおこうして私を引きつけるドイツの魅力は、「変わらないこと」とそれに対する自信、そしてそれに裏付けられた余裕と豊かさであろう。とかく日本（立命館も!）では、変化・変革に憧れる傾向が強いが、ビジョンなき改革ほど不幸なものはない。「今のままであり続けること」、それは、決して日常生活の延長線上にあるような容易なものではなく、日々の絶ゆまぬ努力と地道な作業を積み重ねた後5年、10年経過して初めて実感できる豊かさなんだということを教わった。



市庁舎&日参したクリスマスマーケット



クリスマス、ボルク教授宅にて

蛇足ではあるがドイツで、1か月周期のみぞおち辺りの激痛と発熱に悩まされていたが、病院の受診は大変そうなので薬局で済ませ、後は気のせいだと思いうようにしていた（笑）。帰国2日前にもひどい症状に襲われ、搭乗手続きや入国審査を無事通過できるかも危うかったのだが、まさかこれが、10月初めから救急車のお世話になって2度も入院し、緊急手術を経てさらに年末にも手術を受けなければならないことにつながるとはよもや考えていなかった。情けなくお恥ずかしい限りであるが、今しばらくは主治医の指示に従って大人しくしておこうと思う。

（うすい ゆたか・民法）

ローリングサンダー

田中 恒好 *TANAKA Tsuneyoshi*

2012 年前期に学外研究期間をいただき、そのうちの 4 月から 6 月までの 3 ケ月間をワシントン D.C. 及びニューヨークに滞在し研究してきました。ワシントンではアメリカン大学の法科大学院である Washington College of Law において、主にウィーン売買条約とアメリカ商事統一法典 (U.C.C.) との関係について調べ、ニューヨークでは日本の総合商社の海外法人がウィーン売買条約とどのように付き合っているか（日本の本社では条約を排除している場合が多い）を調査してきました。尚、この成果については、現在『立命館法学』に連載させていただいております。

その日朝食を取りにホテルのカフェテリアに行くと、昨日までの客と全く雰囲気の違い 4、5 人の一団が大きな声で話していた。長髪をバンダナで止めている人や、キャップをかぶっている髪の毛が不自由な人が、そろいの T シャツを着ており、T シャツから出ている腕は丸太のように太く、そろって頬髯をはやしている。女性も一人いたが、私など簡単に片手で突き飛ばすような体格をしており迫力がある。

ホテルはワシントン D.C. 中心部から地下鉄に乗って 20 分ほどで、お世話になっていた Washington College of Law の最寄り駅である Tenley Town から 2 駅のベセスダ (Bethesda) というメリーランド州にあるワシントン D.C. 郊外でも有数の高級住宅地として知られている街にあった。ベセスダという英語では稀な街の名前は、エルサレムにあるベテスダの池 (Pool of Bethesda) に由来するベセスダ長老派教会から来たものである。尚、ニュー

ヨークのセントラル・パークには、天使の像が中央に立つ噴水とアーチで有名なベセスダ・テラスという広場がある。ベセスダの町はずれには米国立衛生研究所 (NIH: National Institutes of Health) があり、世界中から研究者が来ているとの事であった。余談であるが、上記で書いたように医者や研究者が沢山いるということから、ベセスダはまたグルメの町として有名である。ワシントンには大使館があるので、フレンチ・イタリアン・スパニッシュ・英国・アイリッシュ・ベルギー・ギリシャ、日本・中華・モンゴリアン・タイ・ベトナム・インド、ペルシャ・アフガン・レバノン等の世界の料理や、ルイジアナ・テキサス・ケジュン・クレオール・メキシコ料理の店が点在している。滞在中に世界一周に匹敵する料理の完食を目指したがあと一歩でかなわなかったのが残念であった。また、毎年 10 月には A Food and Music Festival in Bethesda が開催され大変な賑わいを見せるそうである。

ホテルの客は、研究者や NIH クリニカルセンターに入院している患者の家族等の長期滞在者が多くいた。また、軍人とその家族も滞在していた。ホテルの従業員に聞いたところ、軍と契約しており、継続的に受け入れているそうで、料金はかなり安く設定されているとの事であった。その軍人達も NIH の研究所に来ており、迷彩服等の制服は来ているが軍人というよりは研究者のようで、毎日ホテルのシャトルで NIH に通っていた。そのような客層であったので、ごつい人達に驚いたのである。



ローリングサンダーのパレード

その日は「メモリアル・デー (Memorial Day) : 戦没者追悼記念日」(最初は南北戦争の北軍の戦没者を対象としていたが、第一次世界大戦の後には、あらゆる戦争、軍事行動で亡くなった米国の兵士を含むように拡大された)の前日の日曜日であった。ちなみに、メモリアル・デーの当日には、戦没者の墓に花を飾り星条旗を飾ることになっており、アーリントン国立墓地 (Arlington National Cemetery) の 30 万基にも及ぶ墓地の一つ一つにボランティアが星条旗を飾っているニュースをその日の夕方のテレビで見たが、良いも悪いも国のために殉職した兵士に素直に感謝するという意味で感動した。

日曜日なので久しぶりに国立美術館に行くことにした。地下鉄 Archives 駅を出て、国立公文書館 (National Archives) の横を歩いていると爆音が聞こえてきた。いぶかしく思いながら前へ進むと、Constitution Avenue の手前に大勢の人がいる。なおも歩いて行き Avenue が見通せるところに行ったらところ唾然とした。Avenue を星条旗をなびかせた大きくて迫力あるアメリカンバイク (残念ながらドイツ製はあったが日本製は見かけなかった) が何百台と轟音を響かせながら走っているのである。とにかく次から次へと走ってくる。そろそろ途切れるだろうと 15 分ほどは楽し

く見学していたが、いっこうに途切れる気配がない。Avenue を渡らないと、美術館だけでなく有名な航空博物館等のスミソニアン博物館群にたどり着けない。周りを見渡すと横断させろと警官に詰め寄っている人が数人いたが、このバイクの大群を止めるのは容易ではないのは明らかである。結局は 30 分以上経過して、漸く途切れたところで Avenue を渡ることができたが、渡りきるとまたバイクの大群が現れ、数時間後に美術館を出た後もまだ続いていた。

ホテルに戻り調べてみると「ローリングサンダーのパレード」であった。一説には 40 万台 (4 万台の間違いではありません) 以上といわれている退役軍人が騎乗するバイクがベトナム戦争記念碑のあるアーリントン国立墓地を中心としてワシントン D.C. 内の決められたルートをパレードするのである。「ローリングサンダー」とは、アジア人としてはいい気持ちではないのであるがベトナム戦争当時、北ベトナムに対して行われたジュウタン爆撃の作戦名だったとのことである。ホテルにいた人たちは「ローリングサンダー」に参加すべく遠くの州から馳せ参じてきた人たちであった。

(たなか つねよし・企業法務、国際取引法)

ワシントンDCでの在外研究を終えて

渕野 貴生 *FUCHINO Takao*

2011年9月から2012年9月までの1年間、米国ワシントンDCのアメリカン大学ロースクールにて在外研究を行いました。法科大学院を巡る情勢が非常に厳しい状況にあるなか、1年間の在外研究をお認めいただいた法科大学院、法学部教授会の先生方ならびに、学外研究員として受け入れの労を取っていた Jeffrey Lubbers 教授に厚くお礼を申し上げます。また、留学の手続・必要書類の作成に関して事務の方にもいろいろとご面倒をおかけしました。この場を借りて、感謝申し上げます。

今回の在外研究では、有罪判決後の量刑決定手続における適正手続保障および、陪審公判手続における手続的権利の保障という2つのテーマに狙いを定めて、日本の裁判員制度との比較を念頭に置きながら、アメリカの制度とその運用の実際を検討する計画を立てて留学に臨みました。そのため、ロースクールで受ける授業は関連する科目に絞り込み、む

しろ週1～2回欠かさず、DCの上位裁判所（日本の地方裁判所レベルの裁判所）に通って、多くの刑事裁判を傍聴することとしました。アメリカでは、公判審理だけでなく、証拠開示や保釈、起訴前の準備手続、陪審員選任手続、さらには有罪判決後に判決前調査結果を検討する量刑審理など、大陪審を除く手続の全過程が公開されていると言っても過言ではなく、陪審公判はもとより、これらの手続についてもいくつも傍聴する機会がありました。おかげで、アメリカの刑事手続の全体像をある程度、把握することができたように思います。また、アメリカの陪審裁判をいくつも見て、彼らが、少なくとも刑事手続に関しては、フェアであることに全力でこだわっていることを実感しました。手続関係者の誰にも、陪審員の日常生活に迷惑をかけないために、争いたいという被告人の希望を押しつぶして無理に早く手続を終わらせようなどという発想はないようでしたし、居眠りしてい



アメリカン大学ロースクールの
客員研究員用のキャレルにて

る陪審員は容赦なく免除されていましたし、陪審員が証人や被告人に対して質問すること（中立性を害するおそれがあるために）厳しく制限されていました。今後、これらの知見を日本の刑事訴訟法研究に生かして参りたいと思います。

アメリカン大学ロースクールでは、2011年度のワシントンセミナーでも法科大学院生に対して御講義いただいた Boals 教授のご厚意により、刑法 I（捜査法）の授業を聴講させていただくことができました。判例のダイナミズムを軸に据えて展開される授業はとてもエキサイティングで大変勉強になりました。また、アメリカのロースクールの学生の様子も垣間見ることができて、その点でも、興味深いものがありました。アメリカのロースクールの学生は、確かにまじめに勉強しますが、日本の法科大学院のように精神的に追い込まれた雰囲気は感じませんでした。自分の興味のおもむくところに従い、ほどほどに余裕を持って学習を進めているという印象を受けました。やはり司法試験の合格率の差（アメリカの Bar Exam の合格率は、おおむね 7 割から 8 割）がこのような余裕を生むのでしょうか。Boals 教授の授業で私の隣に座っていた学生も授業中、教授の話を聞きながら、時折、ノートパソコンでフェイスブックやネットショッピングのサイトを閲覧していました。

授業もなく、裁判所にも行かない日は、客員研究員用に用意された図書館のキャレルで、Lexis を使ってダウンロードした判例や論文をじっくり読むことに時間を費やしました。言うまでもなく、Lexis のデータベースは立命館大学でもアクセスできますから、当初は、何もアメリカに来てまで、日本でもできることをやるのはもったいないという考え

が頭をよぎったこともありましたが、しかし、改めて考えてみれば、日本にいる間は、理論的には、外国文献を収集してじっくり読み込むことはできるとは言っても、それはほとんど空論にすぎません。現実には、そのような時間を確保することは絶望的と言ってもよく、留学を終えて振り返ってみれば、一人籠ってひたすら文献を読むことも、留学中にしかできない貴重な（そして贅沢な）時間の使い方をしたように思えます。



ロースクールの目の前にあるチキンサンドイッチのお店にて

週末は、地下鉄と市バスを使って、DC のダウンタウンや近郊のパブやレストランを歩き、アメリカの料理（とビール）を楽しみました。帰国後も、オバマ大統領も立ち寄ったレイズヘルバーガーというハンバーガー店や、DC 郊外ベゼスタ駅近くの気さくで陽気な店員さんが出迎えてくれるロックボトムなどのアメリカ料理らしい素朴な味を思い出して、懐かしんでいます。

とりとめもない報告になりましたが、このようにじっくりと研究に専念できる貴重な機会をいただけたことに改めて感謝申し上げます。

（ふちの たかお・刑事訴訟法）

Overseas
Conference

海外出張報告

山東大学（威海）法学院訪問

樋爪 誠 *HIZUME Makoto*

2012年3月、寒風がまだ肌をさす京都から、関西国際空港を経て、松宮孝明法科大学院研究科長と平野仁彦法学部教授および私は、烟台萊山国際空港へと向かった。今回の訪問の目的は、同空港の所在する山東省威海市にある山東大学（威海）法学院（訪問当時は山東大学威海分校法学院）を表敬訪問することであった。今回の訪問の直接の契機は、本学法学研究科で松宮教授が指導し、博士号を取得した張小寧氏が同校に奉職する縁に由来する。松宮教授は山東大学本校への訪問経験はあったが、威海分校（当時）の訪問は、平野教授や私と同じく、はじめての訪問であった。同校は、有名な山東大学の分校として近時頭角を現してきた有力校であり、また、威海地域は日本企業も含めて多くの外国企業が進出する活発な地区であるので、新しい刺激を得られるものと期待をしていた。



山東大学（威海）法学院「仲裁庭」にて学術交流に関する協議

到着初日、同校についたときはすでに夕刻を過ぎており、遅い時間となってしまったが、我々の到着を待って下さっていた陳金釗副院長、汪全胜同校法学院院長、姜世波同校法学院副院長、劉軍同校法学院副院長、対外交流科劉亮氏ら（所属・役職はすべて訪問当時）の歓待をさっそく受けた。張小寧氏も加わり、



山東大学（威海）法学院にて（前列右より汪全胜法学院院長、松宮法務研究科長、張小寧氏。後列右より張其山副教授、平野法学部教授、樋爪法学部教授）



山東大学（威海）の中心教学施設「教学主楼」

終始和やかな雰囲気で会食は進み、初対面とは思えないほど打ち解けた雰囲気を作ってくださった。今回の訪問に関して、松宮教授と同校の関係はすでに述べたが、平野教授は同校が力を注いでいる「法理学」研究の日本側エキスパートとして招待されており、二日目には大学院生を相手とする公開研究会も予定されていた。松宮教授や平野教授は平素の激務や報告の準備の御苦労から、一瞬にして開放されたようにも思われた。ちなみに、私が末席に加えていただいたのは、先方の希望が「松宮先生、法哲学の先生および国際私法の先生」ということだったかららしいが、最後まで私が含まれた意図は確認できなかった。したがって、一人漁夫の利を得た感が残っていたが、理由のない旅もまた楽しいと勝手に解釈し、一緒に楽しませていただいた。

一夜明けて、前夜は夕闇の中に潜んでいた山東大学威海キャンパスは、壮大なスケールをもって我々の目の前に現れた。おそらくキ

ャンパスの端から端までは車で十分程度かかるのではないかという広大な敷地に、数多くの学術棟が立ち並んでいた。たとえば、われわれが案内された図書館は、東京の高層ホテルを彷彿とされる佇まいで、感心するというよりも、ほとんど異次元の世界に遭遇した感さであった。その横の建物で、われわれ三名は前日会食した同校法学院の執行部と、今後の両校の在り方について意見を交換した。また、法理学の研究棟にある同校の研究資料室の見学もさせていただいた。

昼からは、張小寧氏と現地の院生の方お二人とともに、威海の観光地を散策した。北洋海軍にゆかりのある劉公島の観光では、軍事関連の詳細な展示もさることながら、動物公園の一角にパンダが無造作に寝そべっている



黄海に面する威海市「劉公島」国家森林公园でみかけたパンダ

のが何とも笑えた。ほんの小さな島ではあるが、中国のいくつかの側面を垣間見せてくれるようで、単時間ではあったが満喫すること



劉公島にある北洋海軍博物館前にて
(右から松宮法務研究科長、樋爪法学部教授、平野法学部教授)

ができた。

二日目の夕方は、上述した法哲学の研究会を前に、宴席を設けていただいた。法学院からは、陈金钊副校長を含め、前日と同じ方が多く参加された。報告を控えた平野教授には大変申し訳なかったが、松宮教授と私は一まず先に楽しい時を過ごさせていただいた。その後、午後7時から、平野教授による「法正当化的构造分析」と題する講演が行われた。日本の感覚ではやや遅い時間帯の研究会であったが、焦宝乾教授をはじめ多くの教員および数十名の院生の参加のもと行われた。平野教授の講演は決して入門的なものではないと門外漢の私でもわかる中、闊達な議論が行われたことは大変刺激的であった。日本にも優秀な院生はいるが、この規模で、このレベルで法理学を論じる同校の様子を目の当たりにしたとき、アジア地域での法学研究に我々もますます注力すべきと認識を新たにした。

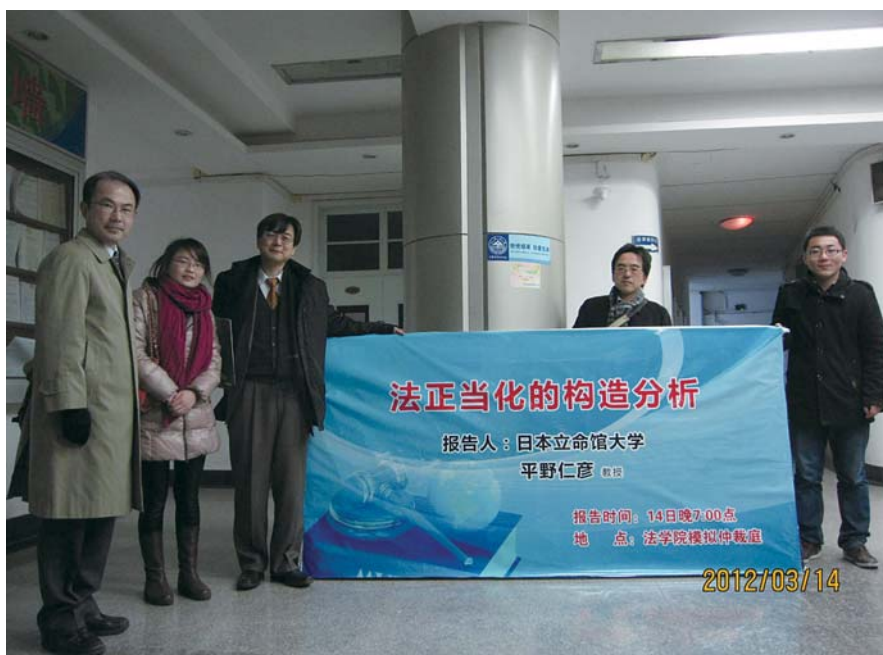
3日目は、朝早い飛行機であったにもかか



法学院講演会、歓迎パネルの前にて

わらず、姜世波副院長はじめ、空港まで見送りに来て下さった。遅ればせながら、山東大学（威海）法学院の皆さんには心から感謝の意を示すとともに、同校と本校の関係がますます発展することを祈念して、ここにその訪問記をのこしたい。最後に、旅程全般にわたって多大な努力をして下さった張小寧氏に参加者を代表してお礼申し上げる。

（ひづめ まこと・国際私法）



講演案内板「法正当化的构造分析」（法正当化的構造分析）を囲んで通訳を務められた院生胡さん（右端）、褚さん（左から2人目）と

自著紹介

My Book

知られていなかった「英国下院の財政的特権」

小堀 眞裕 KOBORI Masahiro

今回執筆した『ウェストミンスター・モデルの変容』においては、そこにおける慣習の存在を主として追うことになった。それは、不文であるイギリス憲法の一部ともいえるものである。これらの慣習を追う中で、多くの発見をすることができたが、ここでは、紙幅もあるので、これまで日本では認識されてこなかった財政法案に対する下院の特権についてのみ書きたい。

日本では、有名なマッカーサー・ノートが「予算の型は、英国制度に倣うこと」と指示した。その後、日本国憲法に関わって、内閣著・法制局関『新憲法の解説』は、予算ないし金銭法案が下院で可決された後、上院の反対に関わらず、約一か月後には自動的に成立するという点で、日英は共通すると書いた。つまり、イギリス 1911 年議会法の金銭法案を日本の予算に相当するものであるという理解を事実上示してきた。しかし、これ以外の財政法案に対する下院の特権は、当時、言及がなかった。実際のところ、金銭法案だけで、イギリス議会の下院の財政問題に関する優越を理解することは、極めて狭く誤った理解であった。

なぜならば、たしかに、常に金銭法案と認定される統合基金法 Consolidated Fund Bill、歳出法 Appropriation Bill は内容的には日本の予算と同じく見積もり表の領域を出ないが、下院の財政法案に対する特権とは、こうした金銭法案に対する優越だけにとどまらないからである。すなわち、多くの場合金銭法案指定を受けない歳入法案 Finance Bill も、慣習(財政法案に対する下院の特権)によって、下院



立命館大学法学叢書第 14 号
『ウェストミンスター・モデルの変容
——日本政治の「英国化」を問い直す』
小堀眞裕 著 法律文化社
2012 年 7 月 ¥4,410

の可決のみで、上院の一回審議でその後の過程を省略して成立してきた。この歳入法案には、税制改革、起債などが入る。つまり、このことが意味するのは、ウェストミンスター・モデルにおいては、増減税や新税、起債は下院のみの決定で行いうるということであった。

この慣習は、1600 年代後半から 1900 年代初頭まで数百年続いた下院庶民院と上院貴族院の「ねじれ」を解決するために英国で培われた。ウェストミンスター・モデルの叡智と言っても良い。

ちなみに、イギリス議会の先例集『アースキン・メイ』では、財政法案に対する下院の特権の主要な例である「歳入法案のような支援と供給法案は、必ずしも『金銭法案』では

ない」(2011年版797頁)と両者は明瞭に区別されて記述されてきた。この記述は、少なくとも1950年の『アースキン・メイ』にも現れている。

しかし、日本の従来の政治学や憲法学においては、『アースキン・メイ』のこの部分(日本国憲法でいえば60条2項に該当する部分)も、『アースキン・メイ』全体も、ほとんど参照されてこなかった。筆者の管見の限りでは、憲法学で数十年前に小嶋和司が参照したが、結局、下院の財政法案に対する特権の部分は参照されなかった。古くは、1930年代の大蔵省の調査文書で「財政的特権」について参照があったが、それは金銭法案との違いや、歳入法案との関係などには踏み込んでいなかった。

英国1911年議会法6条では、「この法における何物も、庶民院の現行の諸権利と特権を減少させたり、制限したりしない」と、この法の外における下院の特権の存在を明示している。ところが、日本では、議会法のこの部分は、説明や考察が省略されることが多く、日本で出版されている『世界憲法集』が、イギリス憲法を構成する制定法として議会法を収録している場合でも、6条の翻訳を落としてしまうことが多かった。戦後には、予算法律説が議論されたことは有名であるが、そのなかでは、もっぱら予算を法として見ることができるか否かが中心であって、イギリスの金銭法案の範囲や、それと歳入法案や下院の財政的特権には議論が及ばなかった。

このように、日本国憲法が制定された時も、それ以後も、イギリスにおける下院の財政法案に対する特権(増減税も起債も下院のみの議決で成立)は十分に理解されていたとは言

い難い。当時の憲法制定作業にあたった佐藤達夫、佐藤功、入江俊郎らの文献でも、その存在に言及したものは発見できていない。そして、さらにはっきりと言えることは、この財政法案に対する下院の特権は、日本国憲法には入れられず、法案でもない「予算」という言葉が明治憲法の流れを受け、入れられた。これが、今日、予算は通るが増税法案も特例公債法案も通らないという事態を生み出してきた。

なお、これだけ重要な慣習が日本では十分に理解されておらず、現実政治にも重大な影響をもたらしたことを見ると、たいへん残念だという印象も率直に言って拭えないが、これら慣例を理解するためには、先例集『アースキン・メイ』はもとより、それに載っていない慣習もあるので、議事録自体を読み込む必要があった点も、研究上の困難さを増したと想像できる。例えば、2011年には、貴族院では強行採決(いわゆるギロチン)を行わないという慣習が、キャメロン政権の強行採決方針で突如問題となったが、この慣習は『アースキン・メイ』にも議会規則にも載っていない。それどころか、貴族院議会規則には、強行採決の手順さえ書かれている。こうした「事件」が起こらない限り、その存在さえ浮上してこない慣習もある(ちなみに、キャメロンは結局強行採決をあきらめた)。

しかし、言い換えれば、イギリス憲法を構成するといってよい慣習は、まだまだ研究される余地があり、そこには人類の叡智の結晶を見ることができるともかもしれないという喜びもあるといえよう。

(こぼり まさひろ・政治学)

授与式報告

Ceremony

第7回平井嘉一郎研究奨励賞授与式について

第7回の平井嘉一郎研究奨励賞授与式は、本年5月25日、本学朱雀キャンパス多目的室において開催された。

同賞は、ニチコン株式会社創業者で本学部卒業生の故平井嘉一郎氏のご遺志に基づき、ご令室の平井信子様のご厚意により創設されたもので、本学の法学研究科および法務研究科（法科大学院）において優秀な成績を収め今後の研究が期待される大学院生を表彰するものである。本年度は、法学研究科から、松本梓氏（博士課程前期課程1回生 刑事政策専攻）、市川啓氏（博士課程前期課程1回生

刑法専攻）、グーリー麻亜利（博士課程前期課程2回生 国際私法専攻）、柏倉寛至氏（博士課程前期課程2回生 法社会学専攻）、小嶋覚氏（博士課程前期課程2回生 刑事訴訟法専攻）が受賞し、法務研究科からは大久保陽久氏（法曹養成専攻 専門職学位課程3



回生）が受賞した。

授与式は、川口清史学長から祝辞と各受賞者への賞状の授与があり、受賞者からは受賞のお礼の挨拶と今後の抱負が語られた後、平井信子様より受賞者への励ましの言葉を頂戴した。授与式終了後、朱雀キャンパス7階の「TAWAWA」にて受賞者と関係者による茶話会が催された。

（法学研究科長 駒林良則）



Ceremony

授与式報告

第10回天野和夫賞授与式について

第10回天野和夫賞の授与式が11月23日に衣笠キャンパス至徳館にて開催された。

本賞は、元立命館大学総長・学長の故天野和夫先生のご令室・天野芳子様からのご寄附により2003年に創設されたもので、優れた研究成果や業績により学位を取得した本学大学院法学研究科の修了生および法の基礎理論研究において優れた研究により学界に貢献した若手の研究者を表彰しその研究を奨励することを目的とするものである。

今回受賞した受賞者および受賞論文は次のとおりである。まず、卓越した研究成果をもって課程博士の学位を取得した修了生として、金子博氏「共同正犯の再構成——過失犯と不作為犯の共同正犯を素材として」、中村悠人氏「刑罰の正当化根拠に関する一考察」、松倉治代氏「刑事手続における Nemo tenetur 原則——ドイツにおける展開を中心に——」が受賞した。次に、法の基礎理論研究において優れた研究により学界に寄与した若手研究者として、船越資晶氏（京都大学法学研究科



教授）『批判法学の構図：ダンカン・ケネディのアイロニカル・リベラル・リーガリズム』（勁草書房、2011年）が受賞した。

授与式は、川口清史学長から上記受賞者に賞状と副賞が授与され、選考委員会を代表して法学研究科長から受賞の祝辞と選考理由の報告がなされた。受賞者からは受賞に対する謝辞が述べられた。最後に、天野芳子様より各受賞者に対して今後の研究に対する期待と励ましの言葉を頂戴した。授与式に引きつづき、天野芳子様と受賞者を囲んで茶話会が催された。（法学研究科長 駒林良則）



近況報告

Report

山下潔弁護士よりのお手紙

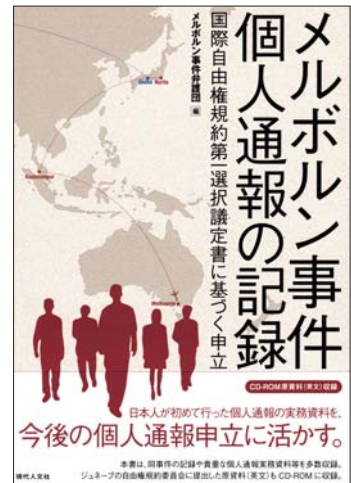
立命館大学法曹会の元会長で、長年、法学部や法学研究科での講義や法務実習などでお世話になっている大阪弁護士会の山下潔弁護士より、近況報告のお手紙を頂戴しました。山下先生からは折にふれて、法学部共同研究室宛で近況報告のお手紙や資料を送付して頂いております。

山下先生は、人権擁護の立場から八海事件をはじめ多くの冤罪事件や、イタイイタイ病・水俣病・スモンなどの公害・薬害訴訟を弁護士として担当され、近年では日本人の海外での国際的人権擁護のための国際刑事事件の弁護にも積極的に取り組まれておられます。その詳細はご著書の『人権擁護 30 年——人間の尊厳と司法』（日本評論社）において紹介されています。

今回のお手紙では、山下先生が弁護団長をつとめられたメルボルン、シドニー、ブエノスアイレスの3つの国際刑事事件の紹介論文と神戸地裁姫路支部のナイジェリア人の再審事件のテレビ番組のお知らせ、アラスカへのご旅行とリッパ湾の津波と日本の原子力発電所の安全性について資料を頂きました。

お手紙に関連して、法務研究科の大久保史郎教授より、上述の通り山下先生が弁護団長として多大な尽力をされたメルボルン事件について、本年 2012 年 3 月に詳細な事件記録、メルボルン事件弁護団編『メルボルン事件個人通報の記録』（現代人文社）が出版された旨のご紹介がありました。

メルボルン事件は、1992 年 6 月、メルボルン空港において日本人観光客 4 人が持ってい



『メルボルン事件個人通報の記録』
メルボルン事件弁護団編 現代人文社
2012 年 3 月 ￥4,200

たスーツケースの中から約 13 キログラムのヘロインが発見され、その 4 人と同行のもう 1 人の合計 5 人が、麻薬密輸の疑いで裁判にかけられ、1994 年 6 月、4 人に対して懲役 15 年、残りの 1 人に対して懲役 25 年（後に 20 年に変更）の実刑判決が下された事件です。事件の発端がオーストラリア国内ではなくマレーシアという第三国であったことや、言葉の壁などから弁護や救済のための活動も困難を極めました。山下先生や田中俊弁護士ら弁護団や支援者の努力により国連の規約人権委員会への個人通報やマスコミへの働きかけなどの結果、日本政府がオーストラリア政府に釈放要請を行い、5 名ともに仮釈放されてすでに日本に帰国しています。

メルボルン事件弁護団編『メルボルン事件個人通報の記録』は、以下の目次の通り 5 部

から構成されています。

はじめに一本事件の顛末と国内人権状況からみた本事件記録の意義 山下潔

第1部 メルボルン事件のあらまし

第2部 メルボルン事件個人通報の記録（日本語訳）

記録1. 個人通報申立書（Communication）

記録2-1. 補充報告書（個人通報を支持する追加的な法的及び事実的主張）（Additional Legal and Factual Arguments in Support of the Individual Communications）

記録2-2. 補充報告書（各論）

記録3. オーストラリア政府からの答弁書（Australian Government Submission on Admissibility and Merits to The United Nations Human Rights Committee）

記録4. 答弁書に対する反論（Comments by the Authors on the State Party's Submissions）

記録5. 自由権規約委員会の決定（Decisions of the Human Rights Committee）

第3部 メルボルン事件における個人通報の実務

1. メルボルン事件における国際人権規約及び手続規定の適用

2. メルボルン事件弁護団と国連自由権規約委員会個人通報担当者とのやりとり

第4部 メルボルン事件個人通報関係者のコメント

元自由権規約委員会委員長のコメント／安藤仁介（京都大学法学部名誉教授）

国際人権法研究者のコメント／藤本晃嗣（敬和学園大学教授）

日弁連個人通報等実現委員会のコメント／菅 充行（日弁連個人通報等実現委員会委員長）

翻訳及び分析担当者のコメント／長尾ひろみ、水野真木子、中根育子

通報者のコメント／勝野正治、勝野光男、勝野良男、浅見喜一郎、本多千香

常任弁護団のコメント／ジョン・J・トービン、田中 俊、近藤厚志、沢田篤志、中西 啓、正木幸博

第5部 資料

あとがき

本事件記録は、日本の弁護士が国際刑事事件の日本人について、個人通報制度を活用した貴重な先例といえ、事件の個人通報実務資料は英文の原資料など付属のCD-ROMにも多く収録されています。刑事弁護の実務だけでなく国際人権法や刑事手続法の研究にとっても有益かつ貴重な参考資料といえます。

山下先生は、80歳を迎えられる今も上述のお手紙の通り、ナイジェリア人の再審刑事事件の弁護活動に取り組まれています。今後も人権擁護の弁護活動を継続されるとともに、ご健勝でご活躍されることを心からお祈り申し上げます。

（研究委員長 望月 爾）

Media
Coverage

法学部定例研究会

2012年9月～12月

■法学部定例研究会：

12年9月8日 商法研究会：竹瀨修氏「自動車保険における無免許の告知義務違反と解除権の阻却（仙台地判平成23年12月22日自動車保険ジャーナル1875号175頁）」、小野里光広氏「会社法の信託的性格再論——イギリス法を参考として——」

12年10月5日 EUプロジェクト研究：Wolfgang Pape氏「EU Up-date and Current Crisis」

12年10月6日 商法研究会：原弘明氏「精神障害による自殺未遂と故意免責（奈良地判平

- 成 22 年 8 月 27 日判タ 1341 号 210 頁)」、山田泰弘氏「再論：株主代表訴訟によって追及できる責任の範囲」
- 12 年 10 月 18 日 行政法研究会：湊二郎氏「ドイツ公建設法と行政訴訟」
講演会：Dietrich Lincke 氏「ドイツ統一における平和と人権」
- 12 年 10 月 19 日 第 1 回公法研究会：植松健一氏「ドイツにおける『たたかう民主制』の実相——憲法擁護庁による監視活動を中心に」
第 1 回政治学研究会：野口雅弘氏「『ポスト世俗化』とウェーバー研究の cultural turn」
- 12 年 10 月 31 日 「変貌する家事紛争に対応した解決モデルの構築」第 4 回研究会：クローデ・イース・ラリュエ氏「フランスにおける家事事件手続 ～現状と課題、メデイエーションの経験も踏まえて」
- 12 年 11 月 3 日 商法研究会：高橋慶親氏「これで良いのか？インサイダー取引規制」、山下典孝氏「司法書士業務賠償責任保険について——他の法律専門職業賠償責任保険との対比を中心として——」
- 12 年 11 月 20 日 第 2 回民事法研究会：張悦氏「中国民事執行制度の意義と課題——日本法との比較考察——」
- 12 年 11 月 23 日 第 3 回民事法研究会：大東祐子氏「下請人の注文者に対する報酬請求権保護 ～リスク配分の観点から～」、柴山文氏「時効中断における時効受益者の利益に関する一考察——民法 155 条をめぐる判例を中心に——」、西村沙貴氏「契約締結過程における説明義務の法的性質——債務不履行責任の成否と範囲——」、山梨良太氏「シンジケートローンにおけるアレンジャーの責任」、北谷優輔氏「『親なき後問題』への一考察」
- 12 年 11 月 28 日 税法研究会：小渕直樹氏「消費税法における役務提供の『対価性』」、片山雄亮氏「源泉徴収の法律関係とその問題点の再検討」、加藤喬也氏「所得税法 64 条 2 項の譲渡所得課税の特例の適用範囲」、小林憲志郎氏「交際費課税の要件の再検討」、篠原章仁氏「相続財産の範囲について——売買契約中に相続が発生した場合の相続財産」、新田信義氏「後発的事由による更正の請求の再検討——国税通則法 23 条 2 項の解釈——」、末松和真氏「錯誤無効に基づく更正の請求の可否」、竹内紘太郎氏「タックス・ヘイブン対策税制と実質所得者課税の原則——双輝汽船事件を中心に——」、坪内達也氏「国税通則法 65 条 4 項の『正当な理由』について」、山賀一哉氏「不法行為による損害賠償請求権の益金計上時期」、吉田淳一氏「人格のない社団等の課税問題について——民法上の組合との比較を中心に——」
- 12 年 11 月 30 日 第 2 回公法研究会：枝元健太氏「憲法の私人間効力」、山岡大介氏「幸福追求権の考察」、中納美佳氏「医薬品アクセス問題における TRIPS 協定の強制実施権制度と国際人権法の関係」
第 4 回民事法研究会：馬場貴志氏「『優越的地位の濫用』における判断基準～要件の充足のパターン化の可能性～」、平井淑子氏「民法における公共性の検討——国立景観訴訟を中心に——」、吉原大織氏「債権法改正における損害軽減義務の導入と過失相殺の関係性」、田口裕貴氏「企業再編による労働契約の承継と労働者の自己決定について」
- 12 年 12 月 1 日 商法研究会：瀬谷ゆり子氏「金融商品取引法制における業者ルールと民事効」、品谷篤哉氏「ライブドア有価証券報告書虚偽記載事件上告

- 審判決（最判平成 24 年 3 月 13 日判例時報 2146 号 33 頁）」
- 12 年 12 月 5 日 税法研究会：大賀安希子氏「信託課税における受益者の意義」、大塚慎太郎氏「国税通則法 23 条 1 項の要件の再検討」、鈴木一哲氏「役員給与課税に関する一考察——平成 18 年改正をふまえて——」、寺本尚代氏「タックス・ヘイブン対策税制の適用除外要件——来料加工事件の検討を中心に——」、中野辰洋氏「職務上の発明の従業者等から受け取る金員の所得区分」、中山航太氏「連担建築物設計制度における余剰容積率移転に係る所得分類」、葉狩由佳氏「所得税の医療費控除について」、日高祐子氏「財産分与を巡る課税問題——具体的な事例の検討を中心に——」、古川昂太氏「資本等取引の範囲に関する一考察——自己株式の課税上取り扱いを中心に——」、水谷俊介氏「役員の分掌変更に伴い支払われた退職金等の退職所得該当性」、本江康太郎氏「贈与による財産の取得時期に関する課税問題」
- 12 年 12 月 7 日 第 2 回政治学研究会：津田壮章氏「自衛隊外郭団体の結成と発展——隊友会を中心に——」、大久保謙司氏「キリスト教者の平和論——1946～1955 年——」
- 12 年 12 月 7 日
～ 8 日 「人の国際移動と法——入管法制をめぐって——」シンポジウム
[開会趣旨]「人身取引研究と入管法制」大久保史郎氏
[第 1 部] 入管法の総論的課題：「1. 移民の権利と入管法制の国際比較」近藤敦氏、「2. 1990 年以降の入管法」明石純一氏
[第 2 部] 各法分野からみた入管法：「1. 憲法」倉田玲氏、「2. 刑事法」上田寛氏、「3. 国際法」徳川信治氏、「4. 国際私法」樋爪誠氏
[第 3 部] 外国人をめぐる法と政策：「1. 外国人の人権保障——出入国の視点から」新井信之氏、「2. 外国人労働者をめぐる法政策」早川智津子氏、「3. 外国人家族と入管法」趙慶済氏
[第 4 部] 入管法と実務的課題：「1. 弁護士の視点から」本田麻奈弥氏、「2. 行政書士の視点から」姫田格氏、「3. 国際機関での経験から」吾郷真一氏
- 12 年 12 月 10 日 第 5 回ジェンダー研究会「台湾におけるジェンダー教育の進展と実情」：陳惠馨氏「台湾におけるジェンダー教育の進展とジェンダー政策」、李玉璽氏「台湾におけるジェンダー教育の実情と課題」
第 1 回刑事法研究会：小嶋覚氏「手続二分論導入による被害者参加制度の適正化」、新田浩平氏「犯罪報道と適正な刑事手続の保障——予断排除の再考と対等報道実現に向けての一考察」
- 12 年 12 月 14 日 第 3 回公法研究会：柏倉寛至氏「医療情報の共有化の可能性——情報化社会における保護と利用のバランス——」、石嶺まりあ氏「生活保護法における医療扶助の再検討——最低保障から最適水準への引き上げの可能性——」、大西尚紀氏「法解釈の求める『正しさ』について」
- 12 年 12 月 18 日 「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」
第 9 回研究会 テーマ「韓国大法院・憲法裁判所調査報告」：和田真一氏、渕野貴生氏、市川正人氏ほか
- 12 年 12 月 21 日 第 4 回公法研究会：渡邊真規子氏「屋外広告物の規制～神奈川県屋外広告物条例と小田原市屋外広告物条例を通じて～」



立命館ロー・ニューズレター
第71号 (2012年12月)
編集：立命館大学法学部
ニューズレター編集委員会
発行：立命館大学法学部研究委員会。
立命館大学法学会
〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1
TEL. 075-465-8177
FAX. 075-465-8294
URL. [http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/
law/lex/rlindex.htm#nl](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/rlindex.htm#nl)